

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度 第5回 豊中市産業振興審議会		
開 催 日 時	令和4年（2022年）3月29日（火） 10時00分～10時20分		
開 催 場 所	新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、Zoomを利用したオンライン開催	公 開 の 可 否	☒ 可 ・ 不可 ・ 一部不可
事 務 局	都市活力部 産業振興課	傍 聴 者 数	0人
公開しなかった理由			
出席者	委 員	東委員、梅村委員、加賀委員、山脇委員、吉村委員、和田委員	
	事 務 局	長坂都市活力部長、藤家都市活力部次長、高島産業振興課長、良本課長補佐、多田係長、牟田、島村	
	そ の 他		
議 題	(1) 「豊中市 新・産業振興ビジョン」の策定報告について (2) 令和4年度新規施策について (3) 豊中市チャレンジ事業補助金の審査に対する意見に係る諮問について (4) その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

令和3年度第5回豊中市産業振興審議会会議録

日時：令和4年3月29日（火）10時～10時20分

場所：とよなか起業・チャレンジセンター ロビー

開催方式：Zoomを使用したオンライン開催方式

出席者：加賀会長、東委員、梅村委員、山脇委員、吉村委員、和田委員

1. 開会

・資料の確認

資料1「豊中市 新・産業振興ビジョン（本編）」

資料2「豊中市 新・産業振興ビジョン（概要版）」

資料3-1「令和4年度事業者向け支援策一覧」

資料3-2「重点エリアの指定について」

【諮問書】「豊中市チャレンジ事業補助金の審査に対する意見について（諮問）」

- ・審議会の成立確認（過半数の出席）：委員8名のうち6名出席で成立
- ・傍聴者はなし
- ・コロナ禍のためオンライン開催

2. 案件

（1）案件1「豊中市 新・産業振興ビジョン」の策定報告について

（事務局）

- ・昨年度より複数回にわたり、審議会でご議論いただいた「豊中市新・産業振興ビジョン」が完成した。
- ・参考資料1・2として、皆様にビジョンの「本編」と「概要版」をデータで送付させていただいた。
製本した産業振興ビジョンは、後日、改めて各委員あてに郵送させていただく。
- ・また、1月から2月にかけて実施した、パブリックコメントによる意見はなかったことをあわせて報告しておく。

（2）案件2 令和4年度新規施策について

（事務局）

- ・参考資料3-1「令和4年度事業者向け支援策一覧」に基づき説明させていただく。
本市では、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少している事業者向けに、様々な支援策を実施してきた。新型コロナの世界的なパンデミックから約2年が経過しているが、まだ影響は継続しているとの判断から、令和4年度も継続して、一覧のとおり事業者向けの支援策を継続して実施していく。
- ・売上アップ応援金は、売上アップや地域の賑わい創出につながる事業を応援するもので、令和3年度に

引き続き実施する。

- ・商品高付加価値化応援事業は、商工会議所が指定した専門家の助言を受け、商品・サービスの魅力アップにかかる経費を応援するもので、令和4年度から新規で実施する。
- ・ものづくり人材育成支援事業は、「ポリテクセンター関西」が実施する各種研修受講料を補助するもので、令和4年度から新規で実施する。
- ・ITコンシェルジュ派遣事業は、経理や広報等、ITに関する事業者ごとの個別の課題に対して、ITの専門家であるITコンシェルジュが解決策を提示する商工会議所との連携事業であり、令和3年度に引き続き実施する。
- ・IT機器導入補助金事業は、ITコンシェルジュ派遣事業と連動するもので、ITコンシェルジュの助言によって、事業者の生産性や効率性を高めるために購入するIT機器の費用を補助する。令和4年度から新規で実施する。
- ・チャレンジ事業補助金は、従来の補助金内容に加え、令和4年度から設備投資に係る補助金を拡充して実施する。
- ・また、参考資料3-2に関して、企業立地施策に関連した新規施策として「重点エリア」を指定していく。重点エリアでは、事業者への支援制度として、立地促進奨励金の金額を土地・建物・償却資産に係る固定資産税の100%×5年度分に拡充する。また地権者等への支援制度として、産業利用補助金を新たに土地の賃貸をする場合にも拡充し、固定資産税相当額の100%×5年度分を総額1,000万円に達するまで補助する予定である。

(会長)

- ・委員から何か質問はあるか。

(委員)

- ・このチラシを多方面に配布して、内容について聞きたい方は産業振興課に連絡するよう案内してもよいのか。

(事務局)

- ・広報活動にご協力いただけるのはありがたいことである。チラシが必要であれば郵送させていただく。

(委員)

- ・重点エリアというのは、特別用途地区のことなのか。

(事務局)

- ・そうである。

(委員)

- ・重点エリアについては、想定地域の周囲の人に説明しているのか。

(事務局)

- ・重点エリアの設定にあたっては、地域にチラシを配布し説明会を実施した。今回はまずは合意の取れた地区について設定している。重点エリアは拡大していきたいと考えているので、重点エリアにしていくことを呼びかける取組みは広く行っていく予定である。

(3) 案件3 豊中市チャレンジ事業補助金の審査に対する意見に係る諮問について

(事務局)

- ・豊中市チャレンジ事業補助金の審査に対するご意見を審議会から頂戴したく、諮問させていただく。

(会長)

- ・市から豊中市チャレンジ事業補助金の審査に対する意見に係る諮問があった。豊中市チャレンジ事業補助金については、部会において集中して審議し、審議会として確認していく必要があると考える。
- ・本諮問については、部会で審議し、部会から審議会に報告を受けた上で、答申していきたいと考えるが、よろしいか。

(委員全員 同意)

(会長)

- ・それでは、審議会規則第7条第1項に基づき、部会の設定を決定することとする。審議会規則第7条第2項及び第3項により、部会に所属する委員及び部会長は、会長が指名することとなっているので、3人を指名させていただく。
- ・昨年度に引き続き、今年度も3名の委員にお願いしたいと考えている。

(委員全員 同意・了承)

(4) 案件4 その他について

(事務局)

- ・報告事項の4点目として、令和4年度第1回審議会を5月末に予定している。本日諮問したチャレンジ事業補助金の審査に関する中小企業振興部会の報告を主な案件として予定している。
- ・2点目として、本日の会議録について、事務局で作成した案を、後日、委員の皆様にご確認いただき、内容を確定させていただく。また、会議録の概要については、豊中市のホームページなどで公開することをご了承いただきたい。

(会長)

- ・これで令和3年度第5回豊中市産業振興審議会を閉会する。

以上